

令和6年4月1日から



新生児の 聴覚検査費を 一部助成します

新生児聴覚検査とは…

生まれてまもない赤ちゃんを対象に行う「耳のきこえ」の検査です。ほとんどの赤ちゃんが出生した病院で入院中に行っています。

きこえの悪さは目に見えないので気付きにくいことが多いといわれています。

きこえにくさの早期発見ができ、適切な療育につながることで赤ちゃんの言葉やコミュニケーションの発達を促すことができます。

【対象となる方】

- ①令和6年4月1日以降に生まれた赤ちゃんがいる方
- ②検査を実施した日時点で名護市に住民登録がある方

【対象となる検査】△初回検査のみ

- ①自動聴性脳幹反応検査(AABR)
- ②聴性脳幹反応検査(ABR)
- ③耳音響放射検査(OAE)

※検査はおおむね生後1週間以内実施されたもの(特別な事情があれば生後6か月以内実施されたものも対象)

【助成金額】

・初回検査に要した費用(上限3000円)

【申請方法】※申請期限は検査を受けた日から1年以内

・以下のものを健康増進課健康づくり係の窓口にご持参または郵送

- 新生児聴覚検査助成金償還払申請書(様式(第8条関係))
- 振込先金融機関口座が確認できるもの(通帳またはキャッシュカードの写し)
- 新生児聴覚検査受診票(医師が検査結果を記載したもの)

※受診票は令和6年10月1日以降に窓口で妊娠届出をした方のみ必要

- 医療機関が発行した領収書または検査費用の支払額が確認できる書類
- 親子健康手帳(母子手帳)の新生児聴覚検査日と検査結果が記載されたページの写し

【問い合わせ先】名護市役所 健康増進課 健康づくり係
(0980)43-9006 内線:349